

介護老人保健施設フォレスト熊本における 高齢者等虐待防止体制等のガイドライン (老健・短期入所療養・通所)

《施設における虐待の防止に関する基本的な考え方》

フォレスト熊本では、理念である『私たちは高齢者が充実した人生を継続できるよう全力を尽くします』に基づき、高齢者等虐待の防止・養護者に対する支援などに関する施策を促進し、もって高齢者等の権利利益の擁護に資するケアの実践に努めます。

1) 発生予防から虐待を受けた高齢者等の生活の安定までの継続的な支援

高齢者等虐待防止対策の目標は、高齢者等を虐待という権利侵害から守り尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することである。

高齢者等に対する虐待の発生予防から虐待を受けた高齢者等が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者等の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制を行う。

2) 高齢者等自身の意思の尊重

高齢者等自身の意思を尊重した対応（高齢者等が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行う。

3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者等虐待の問題では虐待を未然に防止することが最も重要な課題である。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効である。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者等のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど高齢者等虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要である。

【高齢者等虐待の種類】

- 1 身体的虐待：高齢者等の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任：高齢者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待：高齢者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待：高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待：高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること

【高齢者等虐待の定義】

「高齢者等虐待」とは、養護者による高齢者等虐待及び施設従事者等による高齢者等虐待をいう。

1) 「養護者による高齢者等虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一：養護者とその養護する高齢者等について行う次に掲げる行為

イ 高齢者等の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者等を介してわいせつな行為をさせること。

二：養護者又は高齢者等の親族が当該高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること。

2) 「施設従事者等による高齢者等虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

介護保険法の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所しその他当該養介護施設を利用する高齢者等について行う次に掲げる行為をいう。

イ 高齢者等の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者等にわいせつな行為をすること又は高齢者等を介してわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること。

≪権利擁護推進委員会・虐待防止検討委員会そのほか施設内の組織に関する事項≫

権利擁護及び虐待防止の視点に立ったサービスを継続的に提供できるよう、権利擁護推進及び虐待防止検討委員会を設置する。当委員会の活動内容は虐待等の発生の防止・早期発見に加え虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。

1) 委員会の構成

・施設長

虐待防止のための総括管理、委員会総括責任者

・管理部長

虐待防止のための体制整備 安全衛生に関する報告

- ・総合ケアサービス部長
虐待防止のための体制整備 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応
- ・在宅総合支援事業部長
虐待防止のための体制整備 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応
- ・介護支援専門員（居宅・包括含む）
医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告
- ・介護職管理者および看護職管理者（主任・師長・科長）
利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備
- ・支援相談員及び施設ケアマネジャー
家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告
- ・リハビリテーション職
医師、協力病院との連携、処置への対応、環境整備
- ・看護職員
医師、協力病院との連携、処置への対応、環境整備
- ・介護職員
利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

2) 権利擁護推進委員会・虐待防止検討委員会の開催

委員会は概ね3か月に1回以上開催し、次に掲げる事項について審議する。なお緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

- ア 施設内における虐待防止体制の確立に関すること
- イ 虐待防止に関する情報の収集に関すること
- ウ 施設内で報告のあった虐待の対応策に関すること
- エ 虐待防止のマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした虐待防止に関する研修に関すること
- カ その他、虐待発生防止のために必要な事項に関すること

《虐待の防止のための職員研修に関する基本方針》

権利擁護・虐待防止に関する基本的考え方に沿ったサービスを継続的に提供できるよう研修を新規採用時と年2回実施する。

介護施設従事者等における高齢者等虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者等虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった取組を推進していく。

《虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針》

高齢者等虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者等や養護者・家族に対する支援を開始することが重要である。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連

携、地域住民への高齢者等虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えておく。

1) 報告

虐待が発生した場合は第一発見者が別紙のフローチャートに沿って報告を行うこと。
なお、老健内で夜間発生時に関してはこの限りではない。

2) 調査

報告を受けた管理者等はすぐにその事実を確認し迅速に高齢者等を保護する。また当該職員を含め関係者に聞き取り調査を行う。全ての職員はこの調査に協力しなければならない。

3) 立入調査の協力

行政からの立入調査には協力をを行う。

4) 再発防止策の策定

事実を検証したうえで委員会にて再発防止策の作成を行う。
死亡等重篤事案等の虐待が発生した事案の要因分析及び虐待対応を評価・検証を行い、再発・未然防止策の検討を行うための会議等を設置し弁護士や社会福祉士などの専門職等を派遣する事業を活用する。

《虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項》

【養護者による高齢者等虐待に係る通報等】

養護者による高齢者等虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した者は、当該高齢者等の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを通報しなければならない。

【施設従事者等による高齢者等虐待に係る通報等】

1) 施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者等虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した場合は、速やかに通報しなければならない。

2) 施設従事者等による高齢者等虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した者は、当該高齢者等の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければならない。

3) 施設従事者等による高齢者等虐待を受けた高齢者等は、その旨を市町村に届け出ることができる。

【財産上の不当取引による被害の防止等】

養護者、高齢者等の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者等と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者等の被害について、発見時は、適切に相談に応じ、管理者へ報告を行うこと。

《成年後見制度の利用支援に関する事項》

【成年後見制度の利用促進】

高齢者等虐待の防止及び高齢者等虐待を受けた高齢者等の保護並びに財産上の不当取引による高齢者等の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための研修、成年後見制度が広く利用されるように努めていく。また「高齢者権利擁護等推進事業」（権利推進員養成研修）等の活用も促していく。必要時は地域包括支援センターへの相談や社会福祉士への介入を依頼する。

《虐待等に係る苦情解決方法に関する事項》

当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者等及びその家族からの苦情処理の体制を整備する。

《入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項》

本方針は、利用者または家族が閲覧できるよう施設内に掲示する。

《その他虐待の防止の推進のために必要な事項》

擁護者への支援と虐待の発生要因への対策や課題支援について取り組む。

【高齢者等と養護者の利害対立への配慮】

虐待対応においては、同じ職員が高齢者等、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性がある。このため、高齢者等への支援と養護者への支援はそれぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する。

【虐待の発生要因と関連する課題への支援】

家庭内における高齢者等虐待は、様々な要因によって引き起こされる。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組む。

1) 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ支援が開始されるよう働きかけを行う。

また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく。高齢者等虐待の問題を高齢者等や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し高齢者等や養護者・家族に対する支援を行う。

2) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者等虐待の発生には、家庭内での長年の経緯を基にした人間関係や介護疲れ、金銭

的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者等や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要である。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者等の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者等や養護者の生活を支援できる体制を構築しチームとして虐待事例に対応する。

3) 留意事項

① 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者等本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者等の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

② 高齢者等の安全確保を優先する

高齢者等虐待に関する通報等の中には、高齢者等の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられそのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者等の安全確保を最優先する必要がある。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもある。本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではない。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促す。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるよう促すよう心がける。

③ 常に迅速な対応を意識する

高齢者等虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし関係者や住民に周知する。

④ 必ず組織的に対応する

高齢者等虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要である。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者等虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容や状況から緊急性を判断するとともに、高齢者等の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく。

特に、高齢者等の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から複数の職員で対応することを原則とする。

⑤ 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠である。「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがある。

⑥適切に権限を行使する

高齢者等虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者等を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をすることを規定している。(第9条)。

高齢者等の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要である。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築する。

⑦記録を残す

高齢者等虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできない。

【新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者等虐待への対応】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛や通所介護、短期入所生活介護の利用回数の変更などにより多くの高齢者等の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすことが想定されている。そして、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され高齢者等を取り巻く家庭内での人間関係、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者等虐待の発生・深刻化が懸念される。

フォレスト熊本における虐待防止体制等の指針は最新の指針に対応できるよう定期的に改訂を行う。

参考引用文献：

- 1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 平成17年11月9日法律第124号
- 2) 高齢者虐待防止の基本
- 3) 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について

(老発0311第2号・令和3年3月11日)

この指針は、令和3年6月1日より施行する。

令和4年7月一部改訂